

諮問庁：株式会社日本政策金融公庫

諮問日：平成29年8月30日（平成29年（独情）諮問第52号）

答申日：平成30年2月7日（平成29年度（独情）答申第55号）

事件名：弁護士に訴訟代理人を依頼した際の決裁文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、文書1及び文書2につき、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは結論において妥当であり、文書3及び文書4につき、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年7月4日付け日公総法29-4号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 審査請求の趣旨

本件部分開示決定につき、以下の部分を不開示とした部分を取り消すとの決定を求める。

- ① 文書1及び文書2のうち、判決書の特定に係る情報が記載されている部分（以下「不開示部分1」という。）
- ② 文書1及び文書2のうち、起案日、決裁日、配布日、決裁区分及び契約手続に係る事項が記載されている部分（以下「不開示部分2」という。）
- ③ 文書1及び文書2のうち、各弁護士の1時間当たりの報酬単価額、法律事務の処理に要すると推定される時間及びこれらに基づく各弁護士の報酬の概算金額が記載されている部分（以下「不開示部分3」という。）

- ④ 文書 1 及び文書 2 のうち，概算金額算出の根拠となる想定が記載されている部分（以下「不開示部分 4」という。）
- ⑤ 文書 1 及び文書 2 のうち，委任契約書の案が記載されている部分（以下「不開示部分 5」という。）
- ⑥ 文書 3 の 1 頁ないし 15 頁及び末尾のうち，原告を除く個人の氏名，判決書の特定に係る情報が記載されている部分，個人の病気，死因その他のプライバシーに係る情報が記載されている部分（以下「不開示部分 6」という。）
- ⑦ 文書 4 のうち，相手方（原告）を除く個人の氏名，判決書の特定に係る情報が記載されている部分（以下「不開示部分 7」という。）

#### イ 審査請求の理由

不開示部分 1 につき，特定裁判所 A で言い渡されたこと等まで不開示とする理由が不明である。

不開示部分 2 につき，公文書管理法 11 条 1 項・4 条からすれば意思形成過程の日付等が明らかにされただけでなぜ公庫の正当な利益を害するかが不明である。

不開示部分 3 及び不開示部分 4 につき，地方公共団体の場合，1 人当たりの弁護士報酬が開示されている事例があることからすれば，不開示情報に該当しない。

不開示部分 5 につき，委任契約書の案がそのまま正式な委任契約書となっているのであれば，不開示とする理由はない。

不開示部分 6 につき，基本事件の判決が特定裁判所 A で言い渡されたこと等，及び特定弁護士が現在でも HP で公表している事実まで不開示とする理由はない。

不開示部分 7 につき，基本事件の判決が特定裁判所 A で言い渡されたこと等まで不開示とする理由が不明である。

#### (2) 意見書 1

##### ア 不開示部分 1，不開示部分 6 及び不開示部分 7 について

特定裁判所 A 特定日 a 判決は裁判所 HP で公表されている（資料 1）ところ，裁判所 HP で公表されている情報は慣行として公にされている情報であるといえる（平成 27 年度（行情）答申第 520 号・8 頁参照）。

また，裁判所書記官の氏名は公務員の職務遂行の内容に係る情報であるといえる。

そのため，不開示部分 1，不開示部分 6 及び不開示部分 7 は不開示情報に該当しない。

##### イ 不開示部分 2 及び不開示部分 5 について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令 7 条 2 項 10 号は、随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由を公表することを定めているところ、これによって公共工事の発注に何らかの支障が生じているわけではない。

また、公文書管理法 1 条は、独立行政法人の有する諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされることを目的としていることから、意思形成過程に関する文書は国民に公開されるべきものといえる。

そのため、不開示部分 2 及び不開示部分 5 は不開示情報に該当しない。

ウ 不開示部分 3 及び不開示部分 4 について

(ア) 平成 15 年度（行情）答申第 41 号及び平成 15 年度（独情）答申第 16 号は、訴訟代理人の報酬額は不開示情報に該当しないとしている。

(イ) 各弁護士の法律事務の処理に要すると推定される時間、及び概算金額算出の根拠となる想定が記載されている部分は、弁護士報酬が適正であるかどうかについて国民が判断するために不可欠な情報であるから、不開示情報に該当しないといえる。

(ウ) 各弁護士の報酬の概算金額は着手金と類似するものであるところ、特定地方公共団体 A は、審査請求人の情報公開請求に対し、特定訴訟 A における各弁護士の弁護士費用を開示した（資料 2 及び資料 3 参照）。

また、特定地方公共団体 B は、審査請求人の情報公開請求に対し、特定訴訟 B における各弁護士の弁護士費用を開示した（資料 4 参照）。

そのため、各弁護士の報酬の概算金額は不開示情報に該当しないといえる。

（本答申では添付資料は省略）

(3) 意見書 2

ア 特定地方公共団体 A は、審査請求人に対し、特定日 b、以下のことが分かる文書を開示した（資料 5 及び資料 6）。

① 特定地方公共団体 A は、特定訴訟 A の控訴事件に関して、特定日 c に成立した訴訟上の和解に基づき、特定金額 A の和解金を受領したところ、支払った弁護士費用は、特定法律事務所 A に対するものが特定金額 B、特定法律事務所 B に対するものが特定金額 C であったこと。

② 旧日弁連報酬等基準によれば、特定地方公共団体 A が支払うべき成功報酬の金額は特定金額 D となったものの、できうる限り低い

額となるよう協議した結果、特定法律事務所 A が特定金額 B、特定法律事務所 B が特定金額 C の成功報酬となったこと。

イ よって、このような特定地方公共団体 A の開示事例からしても、各弁護士の報酬の概算金額は不開示情報に該当しないといえる。

(本答申では添付資料は省略)

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求の対象文書及び審査請求の対象部分について

審査請求人が開示を請求している文書及び審査請求の対象となっている不開示部分は以下のとおりである。

##### (1) 本件開示請求の対象文書

文書 1 ないし文書 4 (本件対象文書)

##### (2) 審査請求の対象部分

###### ア 文書 1 及び文書 2

(ア) 判決書の特定に係る情報が記載されている部分 (不開示部分 1)

(イ) 起案日、決裁日、配布日、決裁区分及び契約手続に係る事項が記載されている部分 (不開示部分 2)

(ウ) 各弁護士の 1 時間当たりの報酬単価額、法律事務の処理に要すると推定される時間及びこれらに基づく各弁護士の報酬の概算金額が記載されている部分 (不開示部分 3)

(エ) 概算金額算出の根拠となる想定が記載されている部分 (不開示部分 4)

(オ) 委任契約書の案が記載されている部分 (不開示部分 5)

###### イ 文書 3

1 頁ないし 15 頁及び末尾のうち、原告を除く個人の氏名、判決書の特定に係る情報が記載されている部分 (以下「不開示部分 6-1」という。)、個人の病気、死因その他のプライバシーに係る情報が記載されている部分 (以下「不開示部分 6-2」という。)

###### ウ 文書 4

相手方 (原告) を除く個人の氏名、判決書の特定に係る情報が記載されている部分 (不開示部分 7)

#### 2 不開示情報の該当性について

##### (1) 不開示部分 1 について

###### ア 法 5 条 1 号本文前段 (個人識別情報) に該当すること

不開示部分 1 は、事件番号等の、当該判決書に係る事件を特定することができる情報である。裁判例においても、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる (民訴法 91 条 1 項) ことから、対象訴訟等の各事件番号によって・・・特定される事件の訴訟記録を閲覧することで、何人も、容易に対象訴訟等

の各訴訟記録に記載された対象訴訟原告らの各氏名や各住所等を知ることができ、特定の個人を識別することができることとなる」と判示され、控訴審判決で維持されている（添付資料1及び添付資料2）。したがって、不開示部分1は、法5条1号本文前段に定める不開示情報（個人識別情報）に該当する。

イ 審査請求人の見解に理由がないこと

審査請求人は、「特定裁判所Aで言い渡されたこと等まで不開示とする理由が不明である」と主張する。かかる審査請求人の主張は、裁判所名は不開示情報に該当しないとの趣旨と考えられる。

しかし、裁判例においても「裁判所名と事件番号があいまって事件が特定されることからすれば、事件番号と併せて表記される裁判所名は、事件番号と一体をなす情報である」（添付資料1）と判示されていることから明らかなように、裁判所名も法5条1号本文前段に定める不開示情報（個人識別情報）に該当する。

したがって、審査請求人の主張は失当である。

ウ 結論

よって、不開示部分1は、法5条1号本文前段の情報（個人識別情報）に該当し、不開示とすることが相当である。

(2) 不開示部分2について

ア 法5条4号二に該当すること

不開示部分2は、当公庫が法律事務所に訴訟代理人を依頼する委任契約の締結又は争訟への対処方針に関する、当公庫内部の検討又は意思決定の過程を示すものである。

このような契約締結又は争訟への対処に際しての検討及び意思決定の過程が公になれば、第三者との（特に、今後行われる同種の）契約交渉又は争訟への対処に際して、当公庫の考慮事情や交渉方針が相手方に明らかとなるため、当公庫が対等ないし適正な交渉又は対処を行うことができなくなるなどの不利益（具体的には、以下（ア）から（ウ）までのとおり。）を被る可能性がある（添付資料3）。すなわち、契約又は争訟に係る事務に関し、当公庫の当事者としての地位を不当に害するおそれがある（添付資料4）。したがって、不開示部分2は、法5条4号二に定める不開示情報に該当する。

(ア) 起案日、決裁日及び配付日について

これらの日付により、調達手続及び契約手続に係る起案から意思決定等までにどの程度の期間を要しているかが明らかになる。複数の調達・契約手続についてかかる情報が明らかとなれば、それらと比較することにより、ある契約の相手方に、当該相手方との契約の

当公庫における重要性等が推知されてしまい、契約に係る事務に関し、当事者としての地位を不当に害するなどのおそれがある。また、特に、本件情報は訴訟委任契約に関するものであるところ、争訟に係るこれらの情報が明らかになれば、同様にそれらとの比較により、当公庫における争訟の重要性等が推知されてしまい、当該争訟において不利な立場に置かれるおそれがある。

(イ) 決裁区分について

決裁区分は、調達方針や争訟方針に係る意思決定者の職位を定めた基準に関する情報を含むものである。調達手続・争訟について（特に、複数の）かかる情報が明らかになれば、ある調達手続や争訟につき、当公庫における重要性や当公庫が争訟等に対処するための一般の方針が推知されてしまい、契約や争訟に係る事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

(ウ) 契約手続に係る事項について

契約手続に係る事項では、当公庫が特定法律事務所Cと随意契約を行った個別具体的な理由が明らかとされているところ、これらの情報は、契約締結に至る経緯に係る情報である。このような情報が公になることにより、どのような事実関係が存在すれば当公庫と（競争手続等を経ずに）契約手続を進めることが可能となるかが明らかになり、契約締結に際しては競争手続に付すことを原則とする当公庫の契約手続の適正性が乱されるおそれがある。

イ 法5条4号トに該当すること

不開示部分2は、上記アのとおり、当公庫内部の検討及び意思決定の過程に係る情報であり、かかる情報が公になれば、第三者との（特に、今後行われる同種の）契約交渉又は争訟への対処に際して、当公庫考慮事情や交渉方針が相手に明らかとなるため、当公庫が対等ないし適正な交渉及び対処を行うことができなくなるなどの不利益を被る可能性がある。

したがって、不開示部分2は、開示されると独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあり、法5条4号トに定める不開示情報に該当する。

ウ 審査請求人の見解に理由がないこと

審査請求人は公文書管理法11条1項、4条に言及するが、これらの条項は、独立行政法人等による法人文書の作成及び管理について定めるものであり、不開示部分2の開示を根拠付けるものでないことは明らかである。

したがって、審査請求人の主張は失当である。

エ 結論

よって、不開示部分2は、法5条4号ニ及び同条4号トの情報に該当し、不開示とすることが相当である。

(3) 不開示部分3について

ア 法5条2号イに該当すること

(ア) 各弁護士報酬単価額について

各弁護士の報酬単価額については、裁判例において、「公にされることにより、本件法律事務所の報酬基準のうち一部の所属弁護士の報酬単価額が明らかになり、これを認識した競合する他の法律事務所が上記単価額を踏まえてより有利な報酬単価額を提示して競争上優位に立つなどの可能性が認められる。そして・・・弁護士が依頼者との間で締結する個別の委任契約において定める報酬の種類、金額、算定方法は、弁護士間の競争上重要な要素である上、被告（注：当公庫）と本件法律事務所の間では、本件不開示部分（注：報酬単価額）については公開しない旨の合意がされていたこと・・・などからすると、本件不開示部分を開示することで本件法律事務所の競争上の地位に影響を与えるおそれがある」と判示され、控訴審判決で維持されている（添付資料5及び添付資料6）。

したがって、各弁護士の報酬単価額は、法5条2号イに定める不開示情報に該当する。

(イ) 各弁護士の法律事務の処理に要すると推定される時間及び各弁護士の報酬の概算金額について

各弁護士の法律事務の処理に要すると推定される時間は、どの弁護士がどの程度時間を使って当該案件を処理するかの見積りに係る情報であり、特定法律事務所Cの具体的案件処理に係る方針や見通し、事務所の資源・コストの具体的配分の方針や見通しを示すものである。また、各弁護士の報酬の概算金額は、上記方針及び見通し並びに上記（ア）の報酬単価額に基づき算定された、具体的案件において想定される各弁護士の貢献度合いを示すものである。これらの情報は、特定法律事務所Cの営業機密に属する情報であり、公にすることにより、特定法律事務所Cの事件処理方針やコスト構造等が競合先の法律事務所に知られてしまうほか、特定法律事務所Cの営業活動や今後取り扱う同様の案件の受任上不利益が生ずることとなり、特定法律事務所Cの競争上の地位を害するおそれがある。

したがって、各弁護士の法律事務の処理に要すると推定される時間及び各弁護士の報酬の概算金額は、法5条2号イに定める不開示情報に該当する。

なお、付言すると、各弁護士の法律事務の処理に要すると推定される時間及び各弁護士の報酬の概算金額を公にすることにより、各

弁護士の報酬単価額（上記（ア））が明らかとなるため、かかる観点からも、これらの情報は、法5条2号イに定める不開示情報に該当する。

イ 審査請求人の見解に理由がないこと

審査請求人は、「地方公共団体の場合、1人当たりの弁護士報酬が開示されている事例があることからすれば、不開示情報に該当しない」と主張する。審査請求人と当公庫との過去の訴訟事件における審査請求人の主張に照らせば、審査請求人の主張する事例は、特定地方公共団体Aが弁護士に対して支払った着手金をウェブサイトで公表していた事例と考えられる。しかし、報酬単価額と着手金を同列に論ずることはできないのであり、同事件の判決もその旨判示して審査請求人の主張を排斥している（添付資料6）。

したがって、審査請求人の主張は失当である。

ウ 結論

よって、不開示部分3は、法5条2号イの情報に該当し、不開示とすることが相当である。

（4）不開示部分4について

ア 法5条2号イに該当すること

弁護士報酬の概算金額算出の根拠となる想定は、特定法律事務所Cの具体的案件処理に係る方針や見通しに係る情報である。かかる情報は、上記（3）ア（イ）と同様、特定法律事務所Cの営業機密に属する情報であって、公にすることにより、特定法律事務所Cの競争上の地位を害するおそれがある。

したがって、不開示部分4は、法5条2号イに定める不開示情報に該当する。

イ 法5条4号二に該当すること

弁護士報酬の概算金額算出の根拠となる想定は、当公庫内部の検討及び意思決定の過程を示すものであり、かつ、当公庫が争訟に対処するための具体的方針に関する情報でもある。このような情報が公になれば、当公庫が想定する当公庫及び相手方の主張や訴訟の進行又はかかる想定的前提となる当該争訟に対する考慮事情等が明らかになり、当該争訟において不利な立場に置かれるおそれがある。また、当該想定に反する行為が争訟の相手方から意図的になされ、訴訟手続が無用に長引くなど、当公庫の争訟に係る事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがある。なお、当該おそれは、将来同種案件が生じることも想定される以上、当該訴訟自体が係属中であるか否かを問わずに生じるものである。

したがって、不開示部分4は、法5条4号二に定める不開示情報に

該当する。

ウ 審査請求人の見解に理由がないこと

審査請求人は、「地方公共団体の場合、1人当たりの弁護士報酬が開示されている事例があることからすれば、不開示情報に該当しない」と主張するが、上記（3）イのとおり、かかる審査請求人の主張は失当である。

エ 結論

よって、不開示部分4は、法5条2号イ及び同条4号ニの情報に該当し、不開示とすることが相当である。

(5) 不開示部分5について

ア 法5条2号イに該当すること

委任契約書案は、特定法律事務所Cが当公庫との委任契約の条件交渉段階において提示した文書であり、交渉当事者以外には知られないことを前提とした、契約締結に至る過程に係る情報である。このような情報が公になれば、特定法律事務所Cが、第三者との（特に、同種の）契約交渉等において不利益となるおそれがある。すなわち、特定法律事務所Cの競争上の地位を害するおそれがある。

したがって、不開示部分5は、法5条2号イに定める不開示情報に該当する。

イ 法5条4号ニに該当すること

委任契約書案は、当公庫が特定法律事務所Cに訴訟代理人を委任する契約の交渉に当たり、特定法律事務所Cの要望をふまえて当公庫が作成し、提示した文書であって、当公庫における検討及び意思決定過程に関する情報でもある。このような情報が公になれば、当公庫も、第三者との（特に、今後行われる同種の）契約交渉に際して、本件情報の開示により公となった交渉における考慮事情や交渉方針を引合いに出されるなどして対等な契約交渉を行うことができなくなる可能性がある。

したがって、不開示部分5は、法5条4号ニに定める不開示情報に該当する。

ウ 審査請求人の見解に理由がないこと

審査請求人は、「委任契約書の案がそのまま正式な委任契約書となっているのであれば、不開示とする理由はない」と主張する。しかし、委任契約書案が締結した委任契約書と同内容か否かということ自体も、当公庫と特定法律事務所Cとの交渉経過や当公庫における検討及び意思決定過程に関する情報であるから、上記のとおり不開示情報に該当することを否定するものではない。

したがって、審査請求人の主張は失当である。

## エ 結論

よって、不開示部分5は、法5条2号イ及び同条4号ニの情報に該当し、不開示とすることが相当である。

### (6) 不開示部分6について

#### ア 不開示部分6-1が法5条1号本文前段（個人識別情報）に該当すること

不開示部分6-1のうち、個人の氏名については、法5条1号本文前段に定める不開示情報（個人識別情報）に該当することは明らかである。

また、判決書の特定に係る情報についても、上記（1）アのとおり、法5条1号本文前段に定める不開示情報（個人識別情報）に該当する。

したがって、不開示部分6-1は、法5条1号本文前段に定める不開示情報（個人識別情報）に該当する。

#### イ 不開示部分6-2が法5条1号本文後段（権利侵害情報）に該当すること

不開示部分6-2は、個人の病気、死因その他のプライバシーに係る情報である。裁判例では、「『病状・病気に関する情報』は・・・その性質上、個人が開示を望まない高度の秘匿性が求められる情報というべきである。また・・・『死因・・・に関する情報』についても、個人の心身に関する情報であるから、その性質上、個人が開示を望まない高度の秘匿性が求められる情報というべきである。そして・・・『・・・プライバシー性の高い情報』は・・・純然たる私的領域に属する事項であるから、本件〇〇の人格と密接に関係する情報というべきである。・・・本件〇〇を識別するには至らない情報であっても、当該個人の同意なしに第三者に流通させることは適切ではないというべきであるから、これらは、いずれも、法5条1号本文後段が規定する権利侵害情報に該当する」と判示されているところである（文書3・特定頁）。

したがって、不開示部分6-2は、法5条1号本文後段に定める不開示情報（権利侵害情報）に該当する。

#### ウ 審査請求人の見解に理由がないこと

審査請求人は、「特定弁護士が現在でもHPで公表している事実まで不開示とする理由はない」と主張する。審査請求人と当公庫との過去の訴訟事件における審査請求人の主張に照らせば、これは不開示部分6-2に関する主張であると考えられる。

しかし、当該事件の判決においても、かかる主張は排斥されている。ここからも、審査請求人の主張が失当であることは明らかである。

## エ 結論

よって、不開示部分6のうち、不開示部分6-1は法5条1号本文前段の情報（個人識別情報）に該当し、また、不開示部分6-2は法5条1号本文後段の情報（権利侵害情報）に該当し、いずれも不開示とすることが相当である。

(7) 不開示部分7が法5条1号本文前段（個人識別情報）に該当すること  
個人の氏名については、法5条1号本文前段に定める不開示情報（個人識別情報）に該当することは明らかである。

また、判決書の特定に係る情報が記載されている部分についても、上記（1）アのとおり、法5条1号本文前段に定める不開示情報（個人識別情報）に該当する。

よって、不開示部分7は、法5条1号本文前段の情報（個人識別情報）に該当し、不開示とすることが相当である。

## 3 結語

以上により、本件対象文書のうち審査請求の対象部分をいずれも不開示とした原処分を維持することが相当であると判断する。

（本答申では添付資料は省略）

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ① 平成29年8月30日 | 諮問の受理          |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受  |
| ③ 同年9月22日    | 審議             |
| ④ 同年10月4日    | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤ 平成30年1月15日 | 本件対象文書の見分及び審議  |
| ⑥ 同月29日      | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑦ 同年2月5日     | 審議             |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、文書1ないし文書4（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁はその一部を法5条1号、2号イ並びに4号柱書き、ニ及びトに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分のうち上記第2の2（1）アに掲げる各部分（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、本件不開示部分は法5条1号、2号イ並びに4号柱書き、ニ及びトに該当し、原処分を維持すべきである旨説明することから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1及び文書2について（不開示部分1ないし不開示部分5）

ア 文書1及び文書2の開示請求は、特定の訴訟の事件番号X及びYを明記して行われており、文書1及び文書2の存否を答えることは、公庫との間で特定事件番号X及びYの訴訟が提起されたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

ところで、訴訟記録は一般の閲覧に供されており、当該事件番号から公庫の訴訟相手である個人又は法人の氏名又は法人名を特定することができるので、本件存否情報は、当該訴訟当事者である特定の個人又は特定の法人に関する情報と認められる。

以下、訴訟当事者が個人の場合と法人の場合に分けて検討する。

訴訟当事者が個人の場合、本件存否情報は法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であると認められる。また、特定事件番号X及びYの訴訟について公表慣行があるとは認められないことから、本件存否情報は、同号ただし書イに該当するとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

次に、訴訟当事者が法人の場合、公庫と争訟状態にあるという事実は、その経緯にかかわらず、何らかの憶測を呼び、当該法人に対する信用を低下させ、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものといえるから、本件存否情報は、法5条2号イに該当すると認められる。

したがって、文書1及び文書2に係る開示請求については、当該各文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号又は2号イの不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

イ 文書1及び文書2に係る開示請求については、上記アのとおり、本来、存否応答拒否すべきであったと認められるが、処分庁は、原処分において、本件対象文書の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はなく、各文書において本件不開示部分を不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

(2) 文書3及び文書4について（不開示部分6及び不開示部分7）

ア 文書3の「1頁ないし15頁及び末尾のうち、原告を除く個人の氏名、判決書の特定に係る情報が記載されている部分」（不開示部分6-1）及び文書4の「相手方（原告）を除く個人の氏名、判決書の特定に係る情報が記載されている部分」（不開示部分7）について

「原告を除く個人の氏名」及び「相手方（原告）を除く個人の氏名」は個人の氏名であり、「判決書の特定に係る情報が記載されて

いる部分」は事件番号すなわち原告個人を識別することができる情報であることから、いずれも法5条1号本文前段に該当すると認められる。

また、当該部分について、法5条1号ただし書イないしハに該当するとすべき事情はいずれも認められず、個人識別部分であることから法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 「1頁ないし15頁及び末尾のうち、個人の病気、死因その他のプライバシーに係る情報が記載されている部分」（不開示部分6-2）について

当該部分には、個人の氏名等といった直接に個人を識別できる情報は記載されていないが、当該個人の知人、事案の関係者等においてその知り得た情報と照合することにより、個人を特定できることとなる可能性は否定し難く、個人が特定された場合には、当該個人に関する通常明らかにされることのない情報が明らかとなってその権利利益を害するおそれがあり、法5条1号本文後段に該当すると認められる。また、当該情報について、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情はいずれも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ並びに4号柱書き、二及びトに該当するとして不開示とした決定については、文書1及び文書2につき、審査請求人が開示すべきとする部分は、文書1及び文書2の存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条1号又は2号イに該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、不開示としたことは結論において妥当であり、また、文書3及び文書4につき、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

## (第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

- 文書 1 特定裁判所 A 特定事件番号 X に関して，公庫が，特定法律事務所 C に訴訟代理人を依頼した際の決裁文書（りん議書，委任契約書等）
- 文書 2 特定裁判所 B 特定事件番号 Y に関して，公庫が，特定法律事務所 C に訴訟代理人を依頼した際の決裁文書（りん議書，委任契約書等）
- 文書 3 公庫が，特定法律事務所 C に訴訟代理人を依頼して獲得した判決書（最終審の判決書）（直近のもの 1 件）（特定裁判所 A 特定日 d 判決及び特定裁判所 B 特定日 e 判決は除く。）
- 文書 4 公庫が，特定法律事務所 C に訴訟代理人を依頼して獲得した訴訟費用額確定処分（直近のもの 1 件）